

## 産業構造審議会 保安分科会 ガス安全小委員会 ガスシステム改革保安対策ワーキンググループ（第1回） - 議事要旨

日時：平成27年7月30日（木曜日）10時00分～11時30分

場所：経済産業省本館17階第1共用会議室

### 出席者

#### 座長

倉淵座長

#### 委員

赤穂委員、久本委員、三浦委員、吉川委員

#### 専門委員

内倉専門委員、金子専門委員、杉森専門委員、早田専門委員

#### 事務局

三木大臣官房審議官（産業保安担当）、吉村保安課長、大本ガス安全室長、横島ガス市場整備課長 他

### 議題

- 消費機器調査・周知の実施体制について
- 消費機器に係る「自主保安」活動について
- その他

### 議事概要

各議題の審議状況、委員の発言は以下の通り。

#### (1) 消費機器調査・周知の実施体制について

事務局より資料2、参考資料2を説明した後、委員より次の意見があった。

- ガスの小売が全面自由化されても、ガス小売事業者の安全確保のレベルが落ちることがあってはならない。消費機器の点検について新規事業者にもしっかり対応していただく必要があるが、需要家に対してもガス小売事業者の保安レベルがどの程度のものか知ってもらうための工夫が必要。
- 消費機器の点検について、需要家の在宅時間を踏まえて一人でも多く点検を受けていただくのが重要なのでその方法について検討していただきたい。また、自由化後においても自主保安の維持・向上に努めることは引き続き重要。
- ガス小売事業者の消費機器の調査・周知について、事業開始時にその実施体制、実施方法について保安業務規程で定めることになるが、そこに記載されたものがしっかり実施されていることをチェックできる体制を作っていただきたい。
- 新規参入者の自主保安のレベルを確保するため、統一的な講習・研修制度というような仕組み作りが重要なので、これらについて検討いただきたい。
- 座長より、資料2の見直し案は、大きな方向性が得られたということと、委員から建設的なご提案、ご意見をいただいたので、これらを踏まえ事務局におかれては引き続きご検討をよろしくお願ひしたい旨発言があった。

#### (2) 消費機器に係る「自主保安」活動について

事務局及び金子委員より資料3を説明した後、委員より次の意見があった。

- 先ほどの議題の「消費機器調査・周知の実施体制について」でも意見のあった保安業務規程のチェックについて、本件についても非常に重要なので同様に対応いただきたい。
- 自主保安だけでは不十分なものを保安業務規程に盛り込むことは重要。
- 小売事業者が変更した場合の需要家情報の伝達手段等について検討いただきたい。
- これまで業界が自主保安で行っていた項目の一部が保安業務規程に取り入れることにより、これらを新規事業者に遵守させることが重要。また「見える化」について、自主保安の到達度の評価を公平かつ合理的に行うスキームを検討いただきたい。
- 小売りの全面自由化後においても、ガス小売事業者の保安水準が維持され、需要家が消費機器を使用する上での安全性の確保に関する説明について今後もしっかりやっていただきたい。
- 座長より、消費者、既存のガス事業者、新規参入予定者、3者ともに、現状の保安水準は是非維持して欲しい、維持するための努力をしていきたいというような意見については一致を得た旨発言があった。それを実際に実現するための制度設計が非常に重要になるので、今後の検討の中でその肉づけをしていくために、引き続き委員の皆様にはご尽力をよろしくお願ひしたい旨の発言があった。

---

### (3) その他

---

三木審議官より、液石法とガス事業法との整合化については親委員会のガス安全小委員会などで議論をいただいているが、極力整合化できるところは整合化に向けて検討していきたい旨の発言があった。

また、事務局より、本日の議事要旨は事務局で作成しホームページ上で公開すること、議事録は委員にご確認いただいた後に公開する旨説明。

以上

#### 関連リンク

[ガスシステム改革保安対策ワーキンググループの開催状況](#)

#### お問合せ先

商務流通保安グループ ガス安全室

---

最終更新日：2015年9月24日